

# 佐伊津地区振興会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は佐伊津地区振興会と称す。

### (事務局)

第2条 本会の事務局を「佐伊津町2258番地、佐伊津地区コミュニティセンター」内に置く。

### (目的)

第3条 本会は地域の活性化及び住民主体のまちづくりを推進し、住民自治の充実強化と自治組織の向上を図り、新たな地域コミュニティを創造するとともに自立した住民自治体制による民主的な明るい地域づくりを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、地域づくりについての協議・運営及び地域課題の解決に向けて取り組んでいくとともに、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全に関する事業
- (2) スポーツ・レクレーションに関する事業
- (3) 男女共同参画の推進・人権学習に関する事業
- (4) 地域で子どもを育む意識の醸成、健全育成や非行防止に関する事業
- (5) 健康づくり活動に関する事業
- (6) 環境美化に関する事業
- (7) 防犯・防災に関する事業
- (8) 福祉活動に関する事業
- (9) 生涯学習活動及び各種地域行事に関する事業
- (10) 住民に対し各種情報の発信に関する事業
- (11) 地域の将来ビジョンの策定に関する事業
- (12) コミュニティセンターの管理運営

## 第2章 組 織

### (会員)

第5条 本会の会員は、佐伊津地区地域住民等とし、本会の趣旨に賛同する者とする。

### (計画及び実施)

第6条 本会は、第3条の目的達成のため、次の部会を設け、その部会において事業計画、企画立案を行い、各部会協力のもと事業活動を積極的に実施する。

- (1) 地域づくり部会
- (2) 福祉生活部会
- (3) 自治・環境部会
- (4) 青少年育成部会
- (5) 健康増進部会

2、部会の構成団体及び組織の構成、活動方針、事業内容は別表(1)(2)の通りとする。

3、特に重要な事業又は複数の部会に係わる事業については事業毎に実行委員会等を設けることができる。

4、実行委員会等については、事業ごとに実施要綱を定めて実施する。

#### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 各構成団体の代表者及び各部会会長
- (4) 常任理事 会長、副会長、各部会長、コミュニティセンター長
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局 1名

#### (役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、理事会において推薦し、総会において承認する。

2 コミュニティセンター長は、会長が兼務する。ただし、理事会において推薦し、会長が別に委嘱することができる。

3 監事は、会長が委嘱し、事務局員は、会長が任命する。

#### (職務)

第9条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に提出された会務の審議を行う。
- (4) 常任理事は、日常の会の運営に関して協議を行う。
- (5) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (6) コミュニティセンター長は、センターの管理運営にあたりるとともに、会長より委任された業務を遂行する。
- (7) 事務局は、会長より委任された業務を遂行するとともに、会の会計を執行する。

#### (役員任期)

第10条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

2 任期中に役員が交代した場合、交代した役員任期は前任者の残任期間とする。

#### (部会)

第11条 部会の構成は、区長、各団体等の代表及び本人申し出による構成員とする。

2、各部会に構成員の互選により部会長1名、副部会長1名、部会事務局長1名、広報員1名を置く。

3、部会の会議は、部会長が招集し、議長を務め、次の事項を協議する。

- (1) 部会の年間活動計画・活動報告に関する事項
- (2) 部会の予算・決算に関する事項
- (3) 各部会の連絡調整に関する事項
- (4) その他部会活動促進のため必要とする事項

4、副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは部会長の職務を代行する。

5、部会事務局長は、部会長より委任された業務を遂行する。

6、広報員は、部会の広報活動を行ない、地区振興会広報紙の作成に協力する。

## (顧問)

第12条 本会に顧問（学識経験者など若干名）を置くことができる。

2 顧問は、会長の招聘により会議に参加する。

## 第3章 会 議

### (会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、本会の役員並びに区長をもって構成し、本会の決議機関として毎年1回開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会は、委任状を含めて過半数の出席で成立する。議長は総会の出席者の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告、決算の承認
- (2) 予算案、事業計画の審議承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他主要事項

5 理事会は、会長が議長となり、各部会等より提案された事項、総会に付議すべき事項、総会により付託された事項を審議する。

6 常任理事会は会長が召集し、議長となり、日常の会の運営に関し、協議する。

## 第4章 会 計

### (経費)

第14条 本会の経費は、助成金とその他の収入をもってこれに充てる。

### (会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 付 則

### (付則)

第15条 本規約は、平成18年4月1日より施行する。

本規約は、平成20年4月1日より施行する。(一部改正)

本規約は、平成22年4月1日より施行する。(一部改正)

本規約は、平成25年4月1日より施行する。(一部改正)